○ 香川県スクールサポーター運用要領の制定について

(令和4年3月28日付け香少年第47号)

香川県スクールサポーターについては、香川県スクールサポーター規程(平成19年香川県警察本部告示第2号)及び香川県少年警察活動実施規程(平成20年香川県警察本部告示第5号)の定めるところにより設置し、その運用に関し必要な事項は、これらに定めるもののほか、「香川県スクールサポーター運用要領について」(平成29年12月25日付け例規香少年第211号。以下「旧例規」という。)に定めるところにより実施してきたところであるが、この度、業務の合理化のため所要の見直しを行い、別添のとおり「香川県スクールサポーター運用要領」を定め、令和4年4月1日から実施することとしたので、遺漏のないようにされたい。

香川県スクールサポーター運用要領

第1 趣旨

この要領は、香川県スクールサポーター規程(平成19年香川県警察本部告示第2号)及び香川県少年警察活動実施規程(平成20年香川県警察本部告示第5号)に定めるもののほか、香川県警察に設置するスクールサポーター(以下「スクールサポーター」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 身分、服務等

- 1 スクールサポーターの身分及び服務に関する事項は、本部長が別に定めるところによる。
- 2 スクールサポーターの勤務場所は、少年課とする。

第3 任務

スクールサポーターは、少年課長の指揮監督の下、学校、教育委員会その他の機関(以下「学校等」という。)及び保護者その他の者と緊密な連携を図り、次の任務を行うものとする。

- 1 少年の非行防止及び立ち直り支援等
 - (1) 学校等への訪問活動による非行、いじめ、校内暴力等の事案に対する指導及び助言に関すること。
 - (2) 教職員、少年警察ボランティア(少年指導委員、少年警察補導員等をいう。)等と連携した街頭補導に関すること。
 - (3) 少年のたまり場への管理者対策、有害環境の浄化活動並びにこれらの活動を行っている 関係機関及び関係団体に対する助言及び支援に関すること。
 - (4) その他少年の非行防止及び立ち直りに関すること。
- 2 非行防止、犯罪被害防止等の教育の支援等
 - (1) 学校等において行う非行防止教室等(非行防止教室、薬物乱用防止教室、犯罪被害防止 教室等をいう。)の指導及び支援に関すること。
 - (2) その他非行防止、犯罪被害防止等の教育に関すること。
- 3 児童及び生徒の安全情報等の把握及び提供
 - (1) 学校等、PTA、地域住民等との児童及び生徒の安全情報の共有化に関すること。
 - (2) 非行問題行動に関する情報の把握及び学校等への当該情報の提供に関すること。
 - (3) その他児童及び生徒の安全情報の把握及び当該情報の提供に関すること。
- 4 その他少年課長の命ずる事項

1から3までに掲げる任務に関連した少年相談並びに関係機関及び関係団体との連携が必要な事案で、少年課長が命じた事項

第4 スクールサポーターの派遣等

1 少年課長は、学校等へスクールサポーターを派遣する必要があると認めるとき、又は学校

等からスクールサポーターの派遣の要請があったときは、その派遣を命ずるものとする。

2 少年課長は、スクールサポーターの派遣を命ずる場合は、派遣先の学校等の所在地を管轄 する署の署長と連携を図るものとする。

第5 活動上の留意事項

1 心構え

スクールサポーターは、少年警察活動規則(平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号)第3 条に規定する少年警察活動を行うに際しての基本を遵守し、任務に当たらなければならない。

2 課題の的確な把握

スクールサポーターは、非行等の少年の問題状況を的確に把握し、かつ、学校、保護者及 び地域住民の要望を踏まえて、適切な活動を行うように配意しなければならない。

3 柔軟かつ効果的な活動

スクールサポーターは、非行及び犯罪被害の問題を抱えた少年を支援する関係機関の取組 に参画する等地域の実情に応じ、柔軟かつ効果的な活動を行うように努めなければならない。

4 積極的な情報発信

スクールサポーターは、学校内はもとより、学校を中心とした地域における少年の非行及 び犯罪被害の実態を把握し、学校、保護者及び地域を巻き込んだ非行防止、犯罪被害防止等 の教育その他の機会を活用し積極的な情報発信に努めなければならない。

第6 研修等

少年課長は、スクールサポーターに対し、必要な知識及び技能を修得させるための研修を行 うものとする。

第7 勤務計画等

スクールサポーターは、次に定めるところにより勤務計画等を少年課長に報告しなければならない。

報告事項	報告様式	報告期限
月間の勤務計画	スクールサポーター勤務予定表 (別記様式第1号)	翌月分を月末まで
月間の活動結果	スクールサポーター活動状況 (別記様式第2号)	翌月5日まで

(別記様式 省略)